

無停電電源装置の鉛蓄電池リサイクルの 表示に関するガイドライン

2001年(平成13年) 2月15日 制定

2017年(平成29年) 3月14日 改正



一般社団法人日本電機工業会

UPS業務専門委員会

UPS技術専門委員会

まえがき

「資源の有効な利用の促進に関する法律」施行により2001年4月1日より小形二次電池の回収・再資源化が義務付けられた。

今回の法律改正により当工業会でも、小形二次電池の回収・再資源化を促進するため「無停電電源装置の鉛蓄電池リサイクルの表示に関するガイドライン」を作成した。

このガイドラインは、日本国内で使用される無停電電源装置(UPS)に適用する。

目 次

1. ガイドラインの目的
2. 適用対象
3. 表示に関する基本的な考え方
4. 表示の対象とする事項
5. 表示の内容及びその表現方法
6. ガイドラインの見直し

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、密閉形(制御弁式)鉛蓄電池の再生資源としての利用を促進するために、無停電電源装置(UPS)本体及び取扱説明書への表示に関して指針を与えるものである。

2. 適用対象

このガイドラインは、日本国内で使用されるUPSに適用する。

なお、対象となる蓄電池は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた、電気量が234 kC(蓄電池容量に換算すると65 Ah/20 hR相当)以下の密閉形(制御弁式)鉛蓄電池とする。

3. 表示に関する基本的な考え方

表示の役割は、小形二次電池の再生資源としての利用を促進するためにある。

表示の内容は、製品の使用者に分かりやすいものとする。

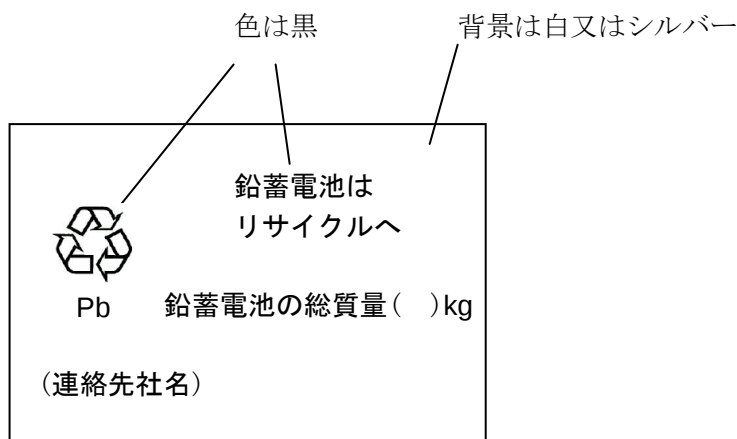
4. 表示の対象とする事項

本ガイドラインでは、UPS本体及び取扱説明書への表示を対象とする。

5. 表示の内容及びその表現方法

5.1 UPS本体への表示

UPS本体には、次のとおり表示する。



【記載上の注意事項】

- ・スリーアローマーク・フォントの色は黒、背景は白又はシルバーとする。
- ・表示は、通常使用状態で使用者が容易に判別できる場所に行う。
- ・スリーアローマークは、一辺が15mmの正方形に内接するように表示する。
- ・やむを得ない場合、上記よりも小さくてもよい。ただし、最小でも一辺が6.5mmの正方形に内接するように表示する。
- ・フォントの種類・サイズは規定しない。

5.2 取扱説明書への表示

取扱説明書には、次の内容を表示する。

この製品には、鉛蓄電池を使用しております。鉛蓄電池はリサイクル可能な貴重な資源です。蓄電池の交換及びご使用済み製品の廃棄に際しては、鉛蓄電池のリサイクルへご協力ください。

6. ガイドラインの見直し

このガイドラインは、現時点で活用できる「無停電電源装置の蓄電池リサイクルの表示に関するガイドライン」を示したが、必要が生じた場合、随時見直す。

無停電電源装置の鉛蓄電池リサイクルの表示に関するガイドライン 解説

1. 制定の趣旨・経緯

2001年4月1日の“資源の有効な利用の促進に関する法律”（以下、改正リサイクル法という。）施行によって、小形二次電池の回収・再資源化が義務付けられた。これを受け、UPS業務専門委員会・UPS技術専門委員会では、一般社団法人日本電機工業会として使用者に啓発を行うことを目的として、無停電電源装置(UPS)に内蔵されている密閉形(制御弁式)鉛蓄電池の再生資源としての利用を促進するためにこのガイドラインを取りまとめた。UPS業界は、このガイドラインに基づいて、UPS本体及び取扱説明書に表示を推進している。

2. 改正の趣旨・経緯

改正リサイクル法の適用に変更はないが、ガイドラインを制定してから10年以上が経過し、JISでの蓄電池の用語の見直しなどが行われていることから、このガイドラインを改正することとした。また、改正に当たり、誤解を与えるような表現を併せて見直した。

3. 主な改正点

主な改正点を、次に示す。

3.1 ガイドラインの名称

改正リサイクル法の対象には、アルカリ蓄電池、リチウム二次電池など、鉛蓄電池以外の蓄電池も対象になっている。しかし、このガイドラインは、UPSで使用される蓄電池の大半を占める鉛蓄電池を想定して制定したことから、対象が鉛蓄電池であることが明確になるように、ガイドラインの名称の“蓄電池”を“鉛蓄電池”に見直した。

3.2 蓄電池の用語

改正リサイクル法で用いている“密閉形”は、現在、蓄電池のJISでは使用されず、“制御弁式”に変更されている。このガイドラインの改正に当たり、改正リサイクル法で用いている用語はそのまま残し、現在使用されている“制御弁式”を括弧書きで付記し、使用者の利便性を高めた。

3.3 適用対象

- a) 適用対象とするUPSとして、“日本国内で販売されるUPS”と記載していたが、改正リサイクル法の対象には、間接輸出を含むため、“販売”を“使用”に見直した。
- b) 従来、容量の上限値として、65 Ah以下としていたが、これは、改正リサイクル法で定められている“電気量が234 kC”を蓄電池容量に換算したものである。経済産業省のWebsite「資源有効利用促進法の解説」では、“「電気量が234キロクーロン以下のもの」は、定格容量20時間率に換算すると、65Ah以下のものに相当する。”としており、この記載に表現を合わせた。

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/data/manual/03_05.html

なお、20時間率以外で表記される蓄電池に関しては、蓄電池メーカーに確認する必要がある。

3.4 UPS本体への表示

スリーアローマークの寸法に関する記載を、誤解のないように、正確、かつ、分かりやすく見直した。